令和８年度北薩地域関係・交流人口拡大事業業務委託仕様書

１　業務委託の名称

北薩地域関係・交流人口拡大事業業務委託

２　契約期間

契約締結日～令和９年３月 26 日（金）

３　業務の目的

北薩摩地域においては、認知度が低い観光地が多いことから、観光情報を掲載するランディングページ等の作成やＳＮＳ等を活用したＰＲを通じて、認知度向上や誘客促進を図る。

※　北薩摩地域：阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町

４　業務内容

(1) ランディングページ等の作成

・　北薩摩地域の観光情報を掲載するランディングページと動画を掲載するページ、周遊ルートを掲載するページ（２ページ）、イベント情報を掲載するページの計５ページ程度を作成すること。

・　掲載する写真素材については、原則、受託者が用意するが、季節に限定されるもの等は、北薩地域振興局から提供可能。

・　ランディングページ等には、以下の情報を掲載すること。

※　・　ＰＲ動画（「北薩　５-SPOT　JOURNEY～若者の旅心を動かす、15 秒の感動体験（15 秒×５本）」及び「Trip in 北薩摩（３分程度×５本）」、「北薩地域移住ＰＲ動画「北薩摩のほっくほく（３分程度×５本、18 分程度１本）」鹿児島県／北薩地域振興局）

・　北薩摩観光ガイドブック（北薩摩観光ガイドブック「わくわくドキドキ北薩摩」）

・　周遊ルート（鹿児島市及び霧島市等からのルート（日帰り２コース、１泊２日２コース））

※　北薩地域振興局が提供する周遊ルートを参考に、観光スポット等を選定の上、作成すること。

※　日帰り２コース、１泊２日２コースで北薩摩地域５市町を観光するコースにすること（例：２コースの内訳（長島町・出水市・さつま町を観光する１コース、阿久根市・薩摩川内市を観光する１コース）

・　観光スポット（周遊ルートで紹介するスポット）

・　イベント情報（開催日時、開催場所、参加費用、問合せ先等）を掲載するページ

・　観光スポットについての記載内容及びイベント情報を掲載するページについては、今後北薩地域振興局が編集することができる仕組みにすること。

・　ＰＣ、スマートフォンそれぞれに対応した仕様にすること。

(2) インフルエンサーを活用した情報発信

・　鹿児島県や福岡県をターゲットに、より多くの者に訴求力の高い情報発信を行うことができるインフルエンサーを２人以上選定すること。

・　紹介するスポットは、北薩地域振興局が例示する場所に加え、20 代～30 代の男女をターゲットとすることを想定し、効果的だと思われる場所を複数提案の上、北薩地域振興局及び管内市町と協議の上、決定すること。

※　スポットの例

市町名	スポット名
阿久根市	脇本海水浴場、牛之浜海岸、戸柱公園・光礁、阿久根大島 うずしお（黒之瀬戸）
出水市	川平の巨石群、東光山公園、出水市ツル観察センター 出水市海苔養殖場
薩摩川内市	人形岩、長野滝、国立天文台 ＶＥＲＡ入来観測局 藺牟田池、瀬尾観音三滝、長目の浜、甑ミュージアム 甑大橋
さつま町	永江の滝、紫尾山、轟の瀬、萬次郎が岩、雨乞石
長島町	針尾公園、黒崎空中展望所、上り浜・汐見の段々畑 行人岳

・　インフルエンサーに、観光スポットに関する動画を企画・撮影・制作してもらい、自身のＳＮＳアカウント（Instagram、TikTok 等）において２月末までに投稿してもらうこと。投稿に当たっては、ターゲットに向けて効果的な紹介の仕方を工夫してもらうこと。

・　投稿数は、インフルエンサー１人につき５件以上（北薩地域各市町１投稿ずつ以上）。

・　投稿時には、(1)で作成したランディングページ等のＵＲＬの掲載、指定のハッシュタグの設定、ストーリーズ等での告知を行うよう、インフルエンサーに働きかけること。（１投稿につき１回告知）

・　制作された動画コンテンツは、事業終了後も委託者がランディングページやホームページ等で無期限・無償で二次利用できる権利を確保すること。

(3) 効果検証

・　業務完了後にＳＮＳ投稿の閲覧数、インフルエンサーのＳＮＳ投稿からランディングページ等への流入数等について報告すること。

・　閲覧者の居住地（市町村単位）、年齢、性別等のデータについて分析し、報告すること。

・　その他、有効な分析項目がある場合は提案すること。

５　成果物

(1) 成 果 物：ランディングページ等のＵＲＬ、制作した動画データ、実績報告書
(2) 納　　期：令和９年３月 26 日（金）
(3) 納品場所：鹿児島県北薩地域振興局総務企画課

６　留意事項

(1) 本業務に係る内容は、委託者と受託者との調整の中で変更することがある。これに伴う仕様書の変更等についても、協議の上決定する。
(2) 受託者は業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、再委託という）をしないこと。
(3) 再委託の必要性がある場合は、委託者の了承の上、行うこと。
なお、再委託の相手方は県内に事業所を有し、かつ県内に生産設備

を保有する者であること。ただし、設備の機能や納期への対応等の理由により適切なものが県内にいない場合はこの限りではない。

(4) 受託者は、委託者に対し、毎月１回以上の定期報告（対面又はＷＥＢ会議）を行うこととし、必要に応じて、関係者への報告も行うこと。

(5) 受託者は、広報業務の遂行にあたって、取材申入れ、撮影許可、肖像権等の諸権利、記事の掲載等に必要な全ての調整及び業務を実施すること。

(6) 受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報保護法に基づき、漏えい、滅失又は毀損の防止等個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じること。

(7) 本業務の遂行にあたり、発生した事故等については、原則として、受託者が負担するものとする。

(8) 委託者は、関係人口創出の目的で、成果物の内容を受託者の承諾なく公表することがある。

(9) 受託者は、成果物の引渡しの日から起算して１年以内に判明した目的物契約不適合を、委託者の指定する期限までに修補するものとする。

(10) 業務仕様書に定める内容以外の事項については、協議の上、決定する。